

# 第二次上田市総合計画

## 後期まちづくり計画（令和3年度～令和7年度）策定方針

### 1 策定の趣旨

平成28年3月に策定した「第二次上田市総合計画」は、平成28年度から平成37（令和7）年度までの10か年にわたる基本構想（まちづくりビジョン）、平成32（令和2）年度までの基本計画（前期まちづくり計画）を定めています。

前期まちづくり計画は、将来都市像の実現に向け、時代の潮流や市を取り巻く背景や課題・展望を踏まえ、計画期間中に特に重点的に取り組む3つの視点を「重点プロジェクト」として位置付け、施策大綱の6本の基本目標に沿った具体的な施策・事業を横断的に連携させ、推進してきました。

今回、前期まちづくり計画の目標年次である平成32（令和2）年度を迎えることから、前期まちづくり計画の検証を行うとともに、改めて市を取り巻く社会情勢の変化や市長公約の上田再構築プラン「7つの挑戦」を踏まえ、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、令和3年度から5か年の後期まちづくり計画を策定するものです。

### 2 計画策定に当たっての基本方針（視点）

団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題に突入しようとしている中、かつてない人口減少と超高齢社会の進展による社会保障経費の増加や公共施設の老朽化等に伴う維持管理・更新経費の増大により、厳しい財政状況が続くことが予想されています。

一方、AIやIoTなどのテクノロジーの進化や働き方改革などにより、私たちを取り巻く社会・経済環境は加速度的に変化する中であって、人口の減少を抑え、バランスの取れた人口構造を目指すための事業を構築すると同時に、新しい時代にふさわしい社会の仕組みを創造する必要があります。

なお、計画の策定に当たっては、目指すべき目標に沿った事業の実効性を担保するため、統計・データ等に基づく現状分析を踏まえ、明確な事業目標・手法を設定し、科学的データや証拠に基づく政策立案（EBPM\*）や適切な進行管理を推進します。

\*「EBPM」：統計データ等の客観的な証拠を基に、具体的政策の内容と効果をつなぐ論理

(1) まちづくりビジョン「6本の施策」と市長公約 上田再構築プラン「7つの挑戦」との融合（別紙体系図参照）

市長公約として掲げた「上田再構築プラン」に位置付ける「7つの挑戦」については、市民要望の優先順位と必要性・緊急性を考慮する中で、まちづくりビジョン6本の施策と融合させ、新たな視点で市民の幸せ創造を目指し、施策の再構築を図ることとします。

まずは全ての事業を再考し、ブラッシュアップ（見直して磨きをかける）を図ると同時に、中長期的かつグローバルな視点で上田市の将来都市像の実現に向けた施策を構築することとします。

～まちづくりビジョン「6本の施策」と  
上田再構築プラン「7つの挑戦」の融合～

◆＝まちづくりビジョン  
◎＝再構築プラン

◆自治・協働・行政・・・市民が主役のまちづくり

◎「つながり」と「多様性」を大切に市民総参加のまちづくり

⇒交流・定住・シティプロモーション推進、地域内分権推進、地域資源・多様な人材の活用など

◆自然・生活環境・・・安全・安心な快適環境のまちづくり

◎人と自然にやさしい誰もが住みやすい環境のまちづくり

⇒資源循環型施設建設に向けた取組、公共施設の整備・インフラの更新など

◆産業・経済・・・誰もがいきいき働き産業が育つまちづくり

◎働く喜びにあふれ、産業がいきいき発展するまちづくり

⇒中小企業対策、雇用対策、起業支援、若者支援、民官協働、新産業創出、6次産業化など

◆健康・福祉・・・ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり

◎からだも心も元気な健幸都市上田の実現

◎子どもは地域の宝、すくすく育つ安心子育てのまちづくり

⇒子ども・子育て、高齢者・社会的弱者の支援、地域医療の充実、働き方改革、健康幸せづくりプロジェクトなど

◆教育・・・生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり

◎個性が発揮され、次世代へつながる教育支援く人づくりと、いきいき生涯学習の環境づくり

⇒教育支援、教育環境の重点整備、郷土愛につながる学び・世代間交流の創出と人づくり（未来を担う人材育成、信州上田学の推進など）

◆文化・交流・連携・・・文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり

◎交流の推進、文化・芸術の再興、未来へ伝えるまちづくり

⇒広域都市・姉妹都市間や長野大学等との連携による学園都市・国際文化創造都市づくり（歴史・文化・伝統の継承と発展など）

## (2) 「上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一体化（別紙体系図参照）

令和元（2019）年度が最終年度となる「上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の視点を後期まちづくり計画に反映し一体化を目指します。人口減少対策をより強化し、地域社会の維持・活性化に向けた施策を更に進化させます。

## (3) 「SDGs」の視点

後期まちづくり計画の策定に当たっては、持続可能な都市経営（自治体 SDGs）の理念を掲げ、SDGs という世界共通のものさしを導入し、市の立ち位置や状況を客観的に分析するとともに、市の施策に SDGs のターゲットを関連付け、施策体系を再構築します。

目指すべき目標の設定については、SDGs が目指す令和 12（2030）年の上田市の姿を見据えた令和 8（2026）年度の目標を設定し、SDGs の貢献度を明確化するとともに、そこからの「バックカスティング思考\*」により事業の構築を行います。

また、事業の構築にあたっては、施策間の連携や統合により、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することに配慮することとします。

なお、国が SDGs 達成とともに推進している「Society5.0\*」の実現も念頭に置き、導入可能な取組について検討する必要があります。

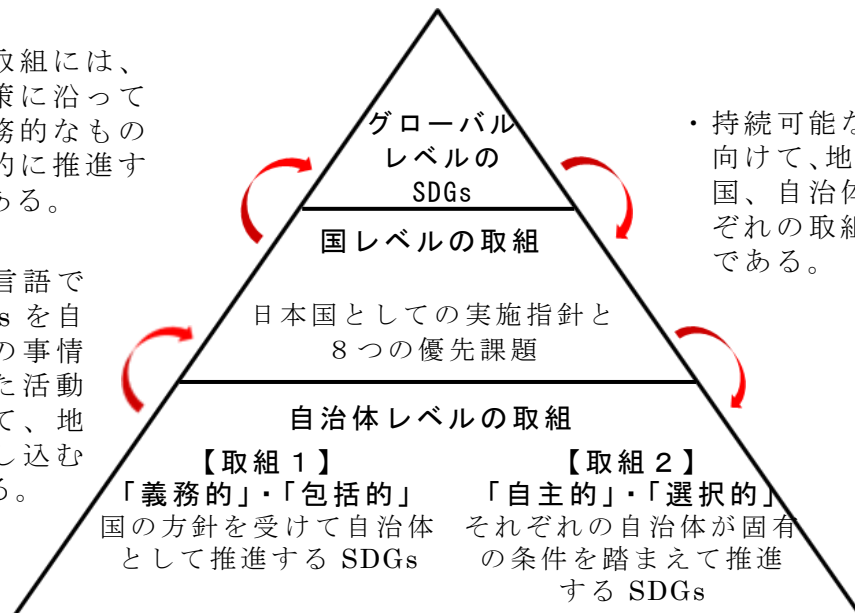
\*「バックカスティング思考」：未来を起点として目標実現のために、今何をすべきか考えること

\*「Society5.0」：国の第 5 期科学技術基本計画に掲げられている「狩猟社会」、「農耕社会」、「工業社会」、「情報社会」に続く「超スマート社会」の実現に向けた一連の取組

### ～自治体における SDGs 導入の考え方～

- 自治体の取組には、政府の施策に沿って進める義務的なものと、自主的に推進するものがある。

- 世界共通言語である SDGs を自治体固有の事情を考慮した活動目標として、地域に落とし込む必要がある。



- 持続可能な社会に向けて、地球全体、国、自治体のそれぞれの取組が必要である。

#### 【国の 8 つの優先課題】

- あらゆる人々の活躍の推進
- 健康・長寿の達成
- 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会
- 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- 平和と安全・安心社会の実現
- SDGs 実施推進の体制と手段

**(4) 様々な視点を踏まえた施策形成**

これからのまちづくりにおいて、多様化、複雑化する市民や地域のニーズを把握し、様々な関係者との連携・協力がますます重要となっています。今回の計画策定に当たっては、社会情勢や時代の要請に応じた視点を生かせるよう、様々な関係者から意見聴取に努め、計画に反映します。

**3 計画の構成及び期間**

**(1) まちづくりビジョン（基本構想）**

- ・2016（平成28）年度から2025（令和7）年度までの10年間
- ※10年後の将来像を設定

**(2) まちづくり計画（基本計画）**

- ・前期5か年・・・2016（H28）～2020（R2）
- ・後期5か年・・・2021（R3）～2025（R7）—— 総合戦略を包含
- ※2016（平成28）年度以降のまちづくりビジョン10年間を5か年ごとに区切り、前期5か年、後期5か年で計画を推進

**(3) 実施計画 3年間でローリング**

◆ 第二次総合計画及び総合戦略 計画期間相関表

|             | H27                        | H28 | H29 | H30 | R元 | R2            | R3        | R4 | R5 | R6 | R7 |
|-------------|----------------------------|-----|-----|-----|----|---------------|-----------|----|----|----|----|
| 第二次<br>総合計画 | まちづくりビジョン（平成28～令和7年度の10年間） |     |     |     |    |               |           |    |    |    |    |
|             | 前期まちづくり計画                  |     |     |     |    |               | 後期まちづくり計画 |    |    |    |    |
| 総合戦略        | (平成27～令和元年度の5年間)           |     |     |     |    | 1年<br>⇒<br>延長 | (総合計画に包含) |    |    |    |    |

**4 関連計画等の変更、改訂**

**(1) 「地域の特性と発展の方向性」の扱い**

**ア 後期まちづくり計画における考え方**

- ・地域の特色や個性を生かし、将来の発展に向けて地域が取り組むまちづくりの方向性を示すもの。
- ・現行の各地域の「地域の特性と発展の方向性」を見直し、後期まちづくり計画の一部として計画書巻末に掲載する。
- ・これを元に、地域内分権の進捗に応じ、各地域において独自のまちづくり計画の策定を推進する。

## イ 見直しの手続き

- ・上田市地域自治センター条例第 7 条及び上田地域協議会規則第 3 条に基づき、地域協議会に見直しを諮問する。

## (2) 「人口ビジョン」

- ・次期戦略を進める国の動向等に従い、上田市版人口ビジョンの見直しを検討する。

## 5 議会との関係

### (1) 計画（案）の中間報告

議会全員協議会へ策定状況を中間報告⇒令和 2 年 3 月議会

### (2) 計画の議決

ア 時期 令和 2 年 9 月議会

イ 根拠 市議会の議決事件に関する条例第 2 条「議会の議決すべき事件は、上田市の長期基本構想及びこれに即した基本計画の策定及び変更とする。」を根拠とする。

## 6 市民参加

### (1) 基本姿勢

- ・上田市自治基本条例の「参加と協働」の基本理念を踏まえ、多くの機会を捉え、市民の皆さんの思いや考えを把握し計画に反映する。
- ・特に、これからの時代を担う若者世代や子育て世代、女性の声の把握に重点を置きながら、幅広い世代、分野の意見把握に努める。

### (2) 手段・方法

#### ア 総合計画審議会

- ・総合計画審議会条例に基づき、市長の諮問に応じて、まちづくり計画案を審議し答申する。（第 1 回全体会・部会：10/3 開催）
- ・専門部会（6 部会）を置き、一定数の委員を公募する。
- ・専門部会の構成については、次頁のとおり。

(◎は主担当部局)

| 部会名                   | 部会担当部局     | 部会担当計画責任者   |
|-----------------------|------------|-------------|
| 行財政部会                 | ◎総務部       | 総務課長        |
|                       | 財政部        | 財政課長        |
|                       | 市民まちづくり推進部 | 市民参加・協働推進課長 |
|                       | 各地域自治センター  | 地域振興課長      |
| 市民生活・環境部会             | ◎生活環境部     | 生活環境課長      |
|                       | 都市建設部      | 管理課長        |
|                       | 消防部        | 消防総務課長      |
|                       | 上下水道局      | 経営管理課長      |
| 産業経済部会                | ◎商工観光部     | 商工課長        |
|                       | 農林部        | 農政課長        |
| 福祉健康部会                | ◎福祉部       | 福祉課長        |
|                       | 健康こども未来部   | 健康推進課長      |
| 教育文化部会                | ◎教育委員会事務局  | 教育総務課長      |
|                       | 政策企画部      | 政策企画課長      |
| 総合戦略部会<br>【総合戦略推進協議会】 | ◎政策企画部     | 政策企画課長      |

#### イ 地域協議会

- ・地域自治センター条例第7条、地域協議会規則第3条に基づき、市長の諮問に応じて、「地域の特性と発展の方向性」の見直しを審議し答申する。

#### ウ 市民アンケート調査

- ・無作為抽出により5,000人を対象に調査を行う。
- ・市民満足度調査の要素を取り入れ、指標、目標数値の設定にも活用する。

#### エ まちづくり座談会

- ・後期まちづくり計画案への意見聴取を目的として、若者（大学生・社会人）、女性層を中心に、形式に捉われずに気軽に思いや考えを出し合う機会を設ける。

#### オ 分野別意見聴取

- ・計画案への意見聴取を目的として、総合計画審議会専門部会において、各部会が審議する分野に精通する市民団体等と審議会委員が直接意見交換する機会を検討する。

#### カ 市民まちづくり懇談会

- ・中間答申の内容を市民の皆さんに周知するとともに、計画案への意見聴取を目的として、丸子・真田・武石地域、上田地域は千曲川左岸地域、右岸地域の5地域で開催する。

#### キ パブリックコメント

- ・後期まちづくり計画への意見聴取を目的として、広報、ホームページにより実施する。

## 7 策定庁内体制

### (1) 総合計画策定委員会（部長会議レベル）

- ・ 総合計画の策定に関する事項を協議・決定
- ・ 市長、副市長、教育長、部局長で構成
- ・ 政策研究センターの調査研究結果に基づく施策との調整

### (2) 庁内策定会議

- ・ 総合計画審議会・各部会間の連絡調整を図り、素案を策定
- ・ 部局長、主管課長で構成

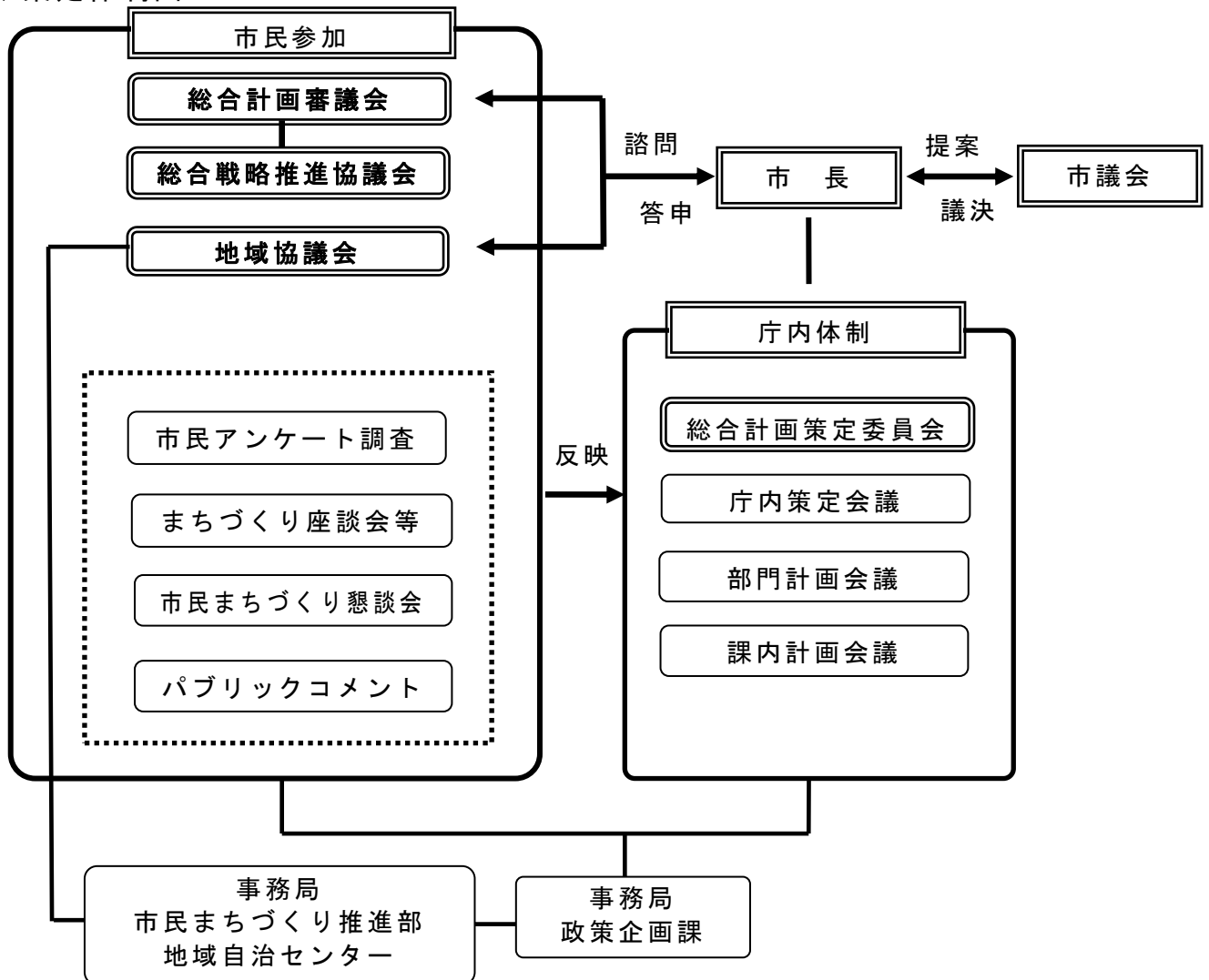
### (3) 部門（部会担当部局）計画会議

- ・ 各課提案を受けて、各部会担当部局を中心に部門計画案を策定
- ・ 部局長、主管課長（部会担当計画責任者）、課長、課長補佐、係長で構成
- ・ 総合計画審議会の各部会を統括

### (4) 課内計画会議

- ・ 課長を計画責任者、課長補佐・係長を計画担当主任として、全職員の参画により、各課における計画素案を作成

### ◆ 策定体制図



## 8 計画策定スケジュール

次頁のとおり